

元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表 目次

○	港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年港区条例第三号）（第一条関係）	1
○	港区職員の退職手当に関する条例（昭和三十二年港区条例第四号）（第二条関係）	3
○	港区道路占用料等徴収条例及び港区立上下水道施設上部利用公園条例の一部を改正する条例（平成三十一年港区条例第三号）（第三条関係）	5
○	港区单身者向け共同住宅の建築及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成三十一年港区条例第六号）（第四条関係）	6
○	港区児童育成手当条例等の一部を改正する条例（平成三十年港区条例第四十四号）（第五条関係）	7
○	港区国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成三十一年港区条例第七号）（第六条関係）	9
○	港区介護保険条例（平成十二年港区条例第二十九号）（第七条関係）	10
○	港区介護保険条例の一部を改正する条例（平成三十一年港区条例第十号）（第八条関係）	12
○	港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年港区条例第十八号）（第九条関係）	13

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年港区条例第三号）新旧対照表（第一条関係）

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>付則</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 平成三十年三月三十一日において、この条例による改正前の港区職員の給与に関する条例第十条第二項第二号に該当する扶養親族たる子のうち一人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、施行日以後、引き続き、十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間になく配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第十条第二項第二号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第十条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。</p>	<p>(前略)</p> <p>付則</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 平成三十年三月三十一日において、この条例による改正前の港区職員の給与に関する条例第十条第二項第二号に該当する扶養親族たる子のうち一人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、施行日以後、引き続き、十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間になく配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第十条第二項第二号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第十条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。</p>

一 (略)

二 令和元年度から令和五年度まで 一万三千元

11
～
16 (略)

(後略)

付
則

この条例は、公布の日から施行する。

一 (略)

二 平成三十一年度から平成三十五年まで 一万三千元

11
～
16 (略)

(後略)

港区職員の退職手当に関する条例新旧対照表（第二条関係）

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>付則</p> <p>(中略)</p> <p>第八条 令和四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十三条第七項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として区規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは</p> <p>「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する理由により就職が困難な者であつて、雇用保険法附則第五条第一項に規定する地域内に居住し、かつ、区長が</p>	<p>(前略)</p> <p>付則</p> <p>(中略)</p> <p>第八条 平成三十四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十三条第七項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として区規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは</p> <p>「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する理由により就職が困難な者であつて、雇用保険法附則第五条第一項に規定する地域内に居住し、かつ、区長</p>

つて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者と
同法第二十四条の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を
して区規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導
促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導
基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第
四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの
とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

あつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者
が同法第二十四条の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職
として区規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指
導促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指
導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条
第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの
とする。

港区道路占用料等徴収条例及び港区立上下水道施設上部利用公園条例の一部を改正する条例（平成三十一年
港区条例第三号）新旧対照表（第三条関係）

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>付則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 第一条の規定による改正後の港区道路占用料等徴収条例第二条の規定にかかわらず、平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間における占用料の額は、付則別表第一に定めるところにより算出した額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第二条の規定による改正後の港区立上下水道施設上部利用公園条例第九条第一項の規定にかかわらず、平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に公園を占用する者からは、付則別表第二の範囲内において区規則で定める占用料を徴収するものとする。</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(前略)</p> <p>付則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 第一条の規定による改正後の港区道路占用料等徴収条例第二条の規定にかかわらず、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における占用料の額は、付則別表第一に定めるところにより算出した額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第二条の規定による改正後の港区立上下水道施設上部利用公園条例第九条第一項の規定にかかわらず、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に公園を占用する者からは、付則別表第二の範囲内において区規則で定める占用料を徴収するものとする。</p> <p>(後略)</p>

港区単身者向け共同住宅の建築及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成三十一年港区条例第六号）
 新旧対照表（第四条関係）

改 正 案	現 行
<p>(前略)</p> <p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第二條第一号の改正規定及び次項の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(前略)</p> <p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、第二條第一号の改正規定及び次項の規定は、同年四月一日から施行する。</p> <p>2・3 (略)</p>

港区児童育成手当条例等の一部を改正する条例（平成三十年港区条例第四十四号）新旧対照表（第五条関係）

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>付則</p> <p>1 (略)</p> <p>(港区児童育成手当条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 第一条の規定による改正後の港区児童育成手当条例第四条第二項第一号の規定は、令和元年六月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年五月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。</p> <p>(港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>3 第二条の規定による改正後の港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、令和二年一月一日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。</p> <p>(港区心身障害者福祉手当条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>4 第三条の規定による改正後の港区心身障害者福祉手当条例の規定は、令和元年八月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について</p>	<p>(前略)</p> <p>付則</p> <p>1 (略)</p> <p>(港区児童育成手当条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 第一条の規定による改正後の港区児童育成手当条例第四条第二項第一号の規定は、平成三十一年六月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年五月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。</p> <p>(港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>3 第二条の規定による改正後の港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、平成三十二年一月一日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。</p> <p>(港区心身障害者福祉手当条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>4 第三条の規定による改正後の港区心身障害者福祉手当条例の規定は、平成三十一年八月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給につ</p>

適用し、同年七月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

いて適用し、同年七月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成三十一年港区条例第七号）新旧対照表（第六条関係）

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>付則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条例による改正後の港区国民健康保険条例第十五条の四、第十五条の八、第十五条の十二、第十六条の四及び第十九条の二の規定は、令和元年度以後の年度分の保険料について適用し、平成三十九年度分までの保険料については、なお従前の例による。</p> <p>付則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(前略)</p> <p>付則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条例による改正後の港区国民健康保険条例第十五条の四、第十五条の八、第十五条の十二、第十六条の四及び第十九条の二の規定は、平成三十一年度以後の年度分の保険料について適用し、平成三十一年度分までの保険料については、なお従前の例による。</p>

港区介護保険条例新旧対照表（第七条関係）

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(保険料率等)</p> <p>第七条 平成三十年度から令和二年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 一十七 (略)</p> <p>2 前項第一号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和二年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、二万四千三百五十六円とする。</p> <p>3 第一項第二号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和二年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、三万七千四百七十円とする。</p> <p>4 第一項第三号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和二年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、四万六千八百三十八円とする。</p>	<p>(前略)</p> <p>(保険料率等)</p> <p>第七条 平成三十年度から平成三十二年までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 一十七 (略)</p> <p>2 前項第一号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成三十一年度及び平成三十二年の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、二万四千三百五十六円とする。</p> <p>3 第一項第二号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成三十一年度及び平成三十二年の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、三万七千四百七十円とする。</p> <p>4 第一項第三号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成三十一年度及び平成三十二年の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、四万六千八百三十八円とする。</p>

(後略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(後略)

港区介護保険条例の一部を改正する条例（平成三十一年港区条例第十号）新旧対照表（第八条関係）

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>付則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条例による改正後の港区介護保険条例第七条第二項から第四項までの規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成三十二年分までの保険料については、なお従前の例による。</p> <p>付則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(前略)</p> <p>付則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条例による改正後の港区介護保険条例第七条第二項から第四項までの規定は、平成三十一年度分の保険料から適用し、平成三十二年分までの保険料については、なお従前の例による。</p>

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年港区条例第十八号）新旧対照表

（第九条関係）

改正案	現行
<p>（前略）</p> <p>付則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 平成三十年三月三十一日において、この条例による改正前の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例第十一条第二項第二号に該当する扶養親族たる子のうち一人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、この条例の施行の日以後、引き続き、十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にない配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第十一条第二項第二号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第十一条の規定</p>	<p>（前略）</p> <p>付則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 平成三十年三月三十一日において、この条例による改正前の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例第十一条第二項第二号に該当する扶養親族たる子のうち一人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、この条例の施行の日以後、引き続き、十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にない配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第十一条第二項第二号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第十一条の規定</p>

及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。

一 (略)

二 令和元年度から令和五年度まで 一万三千元

4～6 (略)

付則

この条例は、公布の日から施行する。

及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。

一 (略)

二 平成三十一年度から平成三十五年度まで 一万三千元

4～6 (略)